

春日市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって、主務省令で定める基準に適合するものをいう。
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 電子契約 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により契約の内容を記録した電磁的記録に同項の規定により講じなければならない措置として電子署名を講ずることにより確定する契約をいう。
- (4) 電子契約書 契約の内容を記録した電磁的記録に地方自治法第234条第5項の規定により電子署名が講じられたものをいう。
- (5) 電子契約サービス 電子署名に係るサービスを提供する事業者が、契約の当事者双方の同意に基づき当該契約の内容を記録した電磁的記録に第三者として自身の電子署名を付与するサービスをいう。
- (6) 承認処理 電子契約サービスにおいて、契約を確定するために行う措置をいう。
- (7) 契約承認者 承認処理を行う職員をいう。
- (8) 事務担当者 電子契約に係る手続の実務を主に担当する職員をいう。

(電子契約の対象)

第3条 電子契約の方法によることができ契約は、次に掲げるものを除く契約とする。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うこととされている契約
- (2) 契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約

(3) 自動更新とする契約

(4) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

2 前項第2号の保存期間とは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法令等により契約書の保存期間が定められている契約 当該法令等に定める保存期間

(2) 前号に掲げる契約以外のもの 春日市文書管理規則(平成27年規則第14号)第40条第1項の規定より総務課長が決定する保存期間

3 市長は、入札の公告(指名競争入札に係る指名通知を含む。以下同じ。)をする場合において、当該入札による契約の締結が電子契約によることができるときは、その旨を当該公告又は当該入札の資料等に明示するものとする。

(電子契約サービス運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、財政課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスが利用可能な状態を維持すること。

(2) 電子契約サービスを効率的に運用し、及び適正に管理すること。

(3) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保するための措置を講じること。

(4) その他電子契約サービスの運用及び管理に必要な事項

(契約承認者)

第5条 各所属に契約承認者を置き、所属長又はその指名する者(係長級の職にある者に限る。)をもって宛てる。ただし、財政課長が主催する入札に係る契約にあつては、財政課契約担当係長の職にある者をもって充てる。

2 所属長は、前項の規定により契約承認者を指名するときは、運用管理者に対し、その指定する方法により届け出なければならない。

3 第1項の規定により所属長が契約承認者を指名した場合において、当該指名を受けた者が事務担当者となる契約があるときは、所属長は、当該契約に係る契約承認者として承認処理を行わなければならない。

(アカウント及びパスワードの取扱い)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、各所属長及び各所属に付与する。

2 契約承認者用のパスワードは、運用管理者が設定し、各所属長へ通知する。

- 3 事務担当者用のパスワードは、運用管理者が設定し、各所属へ通知する。
- 4 アカウントの追加、変更及び削除並びにパスワードの設定及び変更は、運用管理者が行う。
- 5 契約承認者は、契約承認者用のパスワードを他者(所属内の職員を含む。)に知られないように厳重に管理しなければならない。
- 6 各所属の職員は、当該所属の事務担当者用のパスワードを当該所属外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。
- 7 緊急の場合において、契約承認者以外の者が契約承認者のアカウントを使用しなければならないときは、運用管理者に申し出て使用の許可を受けなければならない。
- 8 職員は、パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を運用管理者に報告しなければならない。

(電子契約利用申出書)

第7条 事務担当者は、電子契約を実施しようとするときは、あらかじめ契約の相手方から電子契約利用申出書(別記様式。以下「申出書」という。)を徴取しなければならない。

(電子契約サービスにおける手続)

第8条 事務担当者は、電子契約を実施しようとするときは、電子契約サービスに契約の内容(業務の仕様を含む。)を記録した電磁的記録をアップロードし、宛先として契約の相手方及び当該所属の契約承認者を指定しなければならない。

- 2 契約承認者は、契約の相手方の同意及び契約の保証(春日市財務規則(平成8年規則第5号)第77条の5の規定により契約保証金又はこれに代わる担保の全部の納付又は提供をさせない場合を除く。)の確認をしたときは、承認処理を行うものとする。
- 3 契約承認者は、承認処理を行うに当たり、当該承認処理をしようとする契約の内容を記録した電磁的記録の内容が事前に決裁を受けたものと相違ないことを確認しなければならない。

(建設業法に基づく承諾)

第9条 市長は、電子契約により締結しようとする契約が建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約であるときは、受注者と相互に同法第19条第3項の承諾をするものとする。

2 前項の場合において、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条の5第1項の規定によりあらかじめ受注者に示す次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 電磁的措置の種類 コンピュータ及びネットワーク利用の措置

(2) 電磁的措置の内容及びファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール又はサーバー上からのダウンロード等により記録する方法等

3 第1項の規定による受注者の承諾は、第7条の規定による申出書の徴取により得るものとする。

(電子契約書の正本)

第10条 電子契約書の正本は、電子契約サービスのサーバー上に保管された電磁的記録とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年2月6日改正)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式)

電子契約利用申出書

電子契約サービスを利用して春日市と契約を締結することに同意し、必要な事項を次のとおり届け出ます。

契約件名	
------	--

【契約承認者】

部署・役職等		氏名	
メールアドレス			

【契約担当者】

部署・役職等		氏名	
メールアドレス			

※ 契約承認者と同一である場合は空欄とする。

※ 契約承認者と同じメールアドレスは設定不可。

年 月 日

(宛先) 春日市長

所在地	
商号又は名称	
代表者役職	
代表者氏名	

<確認事項>

- 1 契約承認者は、電子契約サービス上の手続において、契約の締結を最終的に承認する人を設定してください。
- 2 契約担当者を設定した場合、契約担当者、契約承認者の順で電子契約サービス上の承認手続を行います。
- 3 日付は、本書を作成した日付としてください。
- 4 入札案件については、落札者が提出したもののみ有効として取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。
- 5 建設工事の請負契約においては、次に掲げる条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
 - (1) 電磁的措置の種類 コンピュータ及びネットワーク利用の措置
 - (2) 電磁的措置の内容及びファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール又はサーバー上からのダウンロード等により記録する方法等